

飼料製造用原料品による製造終了届 (T-1130)

「**製造終了届番号**」欄には、製造工場ごとに暦年別の一連番号を記載する。例えば、昭和 61 年と届け出る場合には、「61-1」、「61-2」のように記載する。

なお、1 件の製造終了届が 2 枚以上にわたるときは、更に枝番を付し、「61-1-1」、「62-1-2」のように記載する。

「**製造期間**」欄には、第 1 種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間ではなく、月例的に行う棚卸しの日を基準とし、前月棚卸しの日の翌日から当月の棚卸しの日までの期間を記載する。すなわち、毎月 25 日に定期的棚卸しを行う工場において、実際には、

幼雛用を 1 月 27 日～2 月 15 日 の期間に

中雛用を 2 月 10 日～2 月 20 日 の期間に

大雛用を 2 月 7 日～2 月 22 日 の期間に

製造しても、記載する製造期間は、1 月 27 日から 2 月 22 日までではなく、1 月 26 日から 2 月 25 日までとして記載する。第 2 種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間を記載する。

「**製品**」欄のうち、「**品名**」欄には、包括的に「配合飼料」と記載する。ただし、通常の配合飼料と異なる製造歩留りの適用を受けるペット・フードなどにあつては、区分して計上させる必要があるため、終了届のページを改めて記載し、その「品名」欄には、「配合飼料 (ペット・フード)」のように記載する。

「**数量**」欄には、各銘柄別に区分計上する必要はなく、当該製造期間中に製造された各銘柄製造出来高を集計した総重量を計上する。

なお、この場合は、袋物にあつては、各製品に表示された入れ目を含まない重量を、1 袋当たりの重量として計算する。

「**歩留計算表**」欄のうち、「**使用免税・譲許の便益適用原料品名**」欄には、当該製造に使用したすべての製造用免税原料品及び製造用譲許の便益適用原料品 (以下「免税等原料品」という) の品名を記載する。

「**理論含有量 実使用数量**」

欄には、分子には、「製造終了届明細表」に設けられている「製造用原料品」の「理論含有量」欄記載数値の各免税等原料品別集計値を計上する。分母には、棚卸し方式により確定した各免税等原料品別実使用高を計上する。

なお、棚卸し方式とは、各免税等原料品の月間実使用数量を、それぞれ

$$\left(\begin{array}{l} \text{前月棚卸時確定} \\ \text{した免税等原料} \\ \text{品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前月棚卸時確定} \\ \text{した免税等原料} \\ \text{品仕掛数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{免税等原} \\ \text{料品の当} \\ \text{月受入数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当月棚卸時確定} \\ \text{した免税等原料} \\ \text{品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当月棚卸時確定} \\ \text{した免税等原料} \\ \text{品仕掛数量} \end{array} \right) \\ = \left(\begin{array}{l} \text{当月製造された全銘柄製品の製造} \\ \text{に使用された免税等原料品の実使} \\ \text{用高} \end{array} \right)$$

の計算式により算出把握する方法をいい、棚卸しの際の在庫数量及び仕掛数量の確定方法は、次のとおりである。

(1) 袋もの（1袋当たりの正味重量）×（袋数）＝（袋ものの在庫数量）

(2) サイロ蔵置のバラ物 次のいずれかの方法による。

(イ) $\left(\begin{array}{l} \text{空間検尺を行って、その平均値を求め} \\ \text{サイロ・テーブルにより算出した体積} \end{array} \right) \times (\text{原料の比重}) = (\text{バラ物在庫数量})$

(ロ) 前期(イ)の方法による在庫数量との差が検尺誤差（1%以下）とみられる範囲内で

あるときは、 $\left(\begin{array}{l} \text{前月繰越} \\ \text{在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当月受入} \\ \text{数量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{スケールにより記録された} \\ \text{サイロからの搬出数量} \end{array} \right) = (\text{バラ物在庫}$

数量)

(3) 糖みつ 次のいずれかの方法による。

(イ) $\left(\begin{array}{l} \text{タンク検尺を行い、温度比重を測定し、} \\ \text{タンク・テーブルによって算出した数量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{パイプライン} \\ \text{の数量} \end{array} \right) = (\text{在庫数量})$

(ロ) 検尺誤差が大きい場合

$(\text{前月繰越残数量}) + (\text{当月受入数量}) - (\text{当月搬出数量}) = (\text{在庫数量})$

(4) 半製品及び仕掛品

(イ) 原料ビン内の仕掛品は、空間検尺により算出する。

(ロ) 半製品タンク内の仕掛品は、空間検尺により算出した数量から、それぞれの配合割合によって各免税等原料品別数量を算出する。例えば

$(\text{仕掛半製品の数量}) \times (\text{とうもろこしの配合\%}) = (\text{とうもろこしの仕掛数量})$

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の仕掛品については、作業を停止し、すべて袋詰にして看貫する。

「実績歩留り」欄には、 $\frac{\text{理論含有量}}{\text{実使用数量}}$ 欄の(分子)÷(分母)×100の数値を記載す

る。この場合、小数点以下2位まで算出し、四捨五入して1位に留める。

$\frac{\text{製品出来高}}{\text{使用した全原料品合計数量}}$ 欄には、分子には、「製造終了届」に設けられている「製

品」の「数量」欄記載の数値を計上する。分母には、「製造終了届」下欄の（「免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量」欄記載数量＋「免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量」欄記載数量）の数値を計上する。

「**製造歩留り**」欄には、 $\frac{\text{製品出来高}}{\text{使用した全原料品合計数量}}$ 欄の (分子) ÷ (分母) × 100

の数値を記載する。この場合、小数点以下 3 位まで算出し、四捨五入して 2 位に留める。

特例申告貨物にあつては、「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号を、「**輸入許可年月日**」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書で併記する。

「**製造用原料品**」欄のうち、「**輸入許可番号**」ほかの各欄には、棚卸しにより確定した各免税等原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したこととし、各免税等原料品ごとに大別して列記する。

なお、関税込率法施行令第 9 条第 1 項第 2 号に基づく届出事項となっている「**輸入の許可に係る税関**」については、便宜「**輸入許可番号**」欄に併記し、その方法は、税関符号によって差し支えない。

「**残数量**」欄には、当該製造工場に在庫する総残数量を記載する必要はなく、当該製造終了届に列記された輸入許可単位ごとの残数量のみを記載する。

「**混じて使用した同種又はその他の原料品**」欄のうち「**品名**」及び「**数量**」欄には、関税込率法第 13 条第 4 項の規定による税関長の承認を受けて使用した同種原料品については、別掲し、その他の原料品については、検査に支障がない範囲で適宜集約（例えば、穀類、芋類その他のでん粉質植物類、そうこうその他の飼料用植物類、豆類、高たんぱく質植物加工品類、植物性油かす類、飼料用動物質類、油脂類、飼料用添加物類等）して計上して差し支えない。

「**備考**」欄には、例えば、混用使用承認番号など、注記を必要とする事項を記載する。

「**免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量**」欄には、棚卸し方式により確定した各免税等原料品の当月使用数量を合計した数値を計上する。この数値は、製造終了届中、「製造用原料品」の「**数量**」欄記載数値の集計値とも一致する。

「**免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量**」欄には、当該製造終了届出中欄「混じて使用した同種又はその他の原料品」の「**数量**」欄記載数値の合計値を計上する。

< 飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領 >

「**製造終了届番号**」欄には、(暦年別) - (製造終了届番号) - (製造明細表頁数) を記載する。例えば、61-1-3 (昭和 61 年に届け出る最初の製造終了届の製造明細表の第 3 頁目の意) のように記載する。

「**製品**」欄のうち

「**銘柄名**」欄には、当月製造した製品の、個々の銘柄名を記載する。例えば「**幼雛 1 号**」などと記載する。

なお、同一銘柄名の製品であっても、配合割合の異なるものは、別銘柄製品として記載する。

「**数量**」欄には、当該銘柄別製品の出来高を計上する。ただし、当該銘柄製品製造時において再生作業（破袋若しくは返品など、品質の低下した製品を同一配合割合製品の製造

の際、製造工程に再投入して復元再生すること。)が行われたときは、その再生分を出来高に含めないよう留意する。

「内訳」欄には、当該銘柄別製品ごとの、包装荷姿別、袋数並びにその数量を計上する。例えば、

製 品		
銘 柄 名		数 量
完全配合飼料 幼雛 1号		19,500 kg
内 訳	@ 20 kg×100B/G	2,000 kg
	@ 50 kg× 50B/G	2,500 kg
	トランスバッグ @ 20 kg× 20B/G	10,000 kg
	@ バラ× B/G	5,000 kg
	@ × B/G	
再生 分	@ kg× B/G	

のように記載する。

「再生分」欄には、当該銘柄製品製造の際、再生作業が併せて行われたときは、その実態を再生処理簿により把握し、その再生高の集計値を計上する。

「製造用原料品」欄のうち

「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した各免税等原料品の品名を記載する。

なお、記載に際しては、輸入許可書ごとに区別する必要はない。

「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (各免税等原料品の配合率) の計算式により、各免税等原料品ごとに算出した数値を記載する。

「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄のうち

「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した「免税等原料品以外の原料品」を類別で記載する。

なお、その記載要領は、製造終了届の「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄に準ずる。

「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (「免税等原料品」以外の各原料品の配合率) の計算式により、それぞれ算出した数値を記載する。

「備考」欄には、注記を必要とする事項を記載する。